

# Energize

私たちはお客様の**“元気”**をサポートします！

## 目標設定のキモ！

私たち経営者が心すべき言葉として「マネジメント力の差は目標設定の良否により決まる」という言葉があります。目標設定の質が組織のモチベーションや風土から実質的な経営の結果まですべての部分に影響するということを指しています。

創業から上場を果たしたある企業の幹部から「ベンチャー企業と中小企業とはまったく性格が異なります。その性格を理解してそれぞれに合った指導をしないと成果は出ないと思います」とアドバイスを受けたことがあります。その違いとは一言で言うと「ベンチャーは逆算、中小は積上げ」ということです。

### ● 逆算と積上げ

その意味は「現状から積上げ計算して目標（ビジョン）設定するのが中小企業、「目的（ミッション）から逆算して目標設定するのがベンチャー」ということです。

つまり中小企業は「今年の年商が1億だから来期は〇〇を見直して1.2億、再来期は××をして1.5億円...なので5年後は年商2億円が目標だ」という具合に積上げ計算をして5年後のビジョンを作ります。

これに対してベンチャーは「今期の年商は1億だがこの事業領域で世界的な企業になるという経営目的（ミッション）から逆算すると5年後には年商50億でまずは株式上場を目指さなければならない、だとすると資金調達や人材採用や育成、組織構築の計画を立てて達成して行こう」というようにミッションから逆算してビジョンの設定をするのだということです。

### ● 計画と計算

これを別の切り口から考えると、中小企業は現状持っている駒（要素）の活用や積上げにより5年後の事業規模を「計算」します。これに対してベンチャーは現状とはまったく切り離してミッションからの逆算で設定された5年後のあるべき姿（目標・ビジョン）と現状の大きなギャップを埋めて目標達成するための年度毎の綿密な「計画」を立てて達成に向けて経営サイクル（PDCA）を回していく必要があるのです。

その現状と目標のギャップこそが課題で創り出すべき価値であり思考の広がり基盤なのです。

つまり中小企業には「計算」が必要、ベンチャーには「計画」が必要なのです。

ですから、中期計画立案セミナーにいらしたお客様には「今日は現状を忘れて夢（ミッション）から逆算した5年後のありたい姿（ビジョン）」を描いてみてください。夢に日付を入れたものがビジョンなのです。そうするとそのビジョンと現状のとてつもなく大きなギャップに驚くかもしれませんが、そのギャップを埋めるためにどうするのかを脳ミソから血が出るほど考えるのが今日のセミナーの目的です」とお話しします。

### ● 価値ある目標とは

つまり「価値ある目的（ミッション）が価値ある目標（ビジョン）を創る」ということに他なりません。

自社のミッションである「経営目的は何か？何をもって社会に貢献するのか？社会における存在意義は何か？」が明確であり社会的な価値があるからこそ、そこから逆算されて設定されるビジョン（目標、あるべき姿）に価値が生まれます。社会的に価値がある目的と目標があるからこそ社員のモチベーションが高まり、達成意欲が上がり、共創意識が向上し、挑戦する社風が出来上がっていくのです。

マネジメントが不得手な社長の特徴は「どうやってやるのか？」という戦術や手法ばかりに目が向き、組織の基盤となる「何のために存在するのか？」という目的意識の希薄さにあるように感じます。

## ◆ **事業再構築補助金が見直されました。自社の新たな取り組みをご相談ください。**

### ● **はじめに**

事業再構築補助金とは、ポストコロナ・ウイズコロナの時代の社会経済に対応するため、中小企業等の思い切った事業再構築を支援することで、日本経済の構造転換を促すことを目的に創られた補助金です。これまで、中小企業では最大1億円の補助金が出ることもあり、注目されてきました。

予算として、令和2年度第3次補正予算で1兆1,485億円、令和3年度補正予算で6,123億円、令和4年度予備費で1,000億円、令和4年度第2次補正予算で5,800億円が計上されています。

これまで第8回公募まで申請を支援してきた中で、税理士法人横浜総合事務所では43社中、35社が採択されました（採択率81%）。現在、6月30日締め切りで、第10回公募の申請を受け付け中です。

### ● **申請要件**

必須要件として、下記の2点が必要となります。

- (1) 事業計画について認定支援機関の確認を受けること
  - ・事業計画を作成し、税理士法人横浜総合事務所など認定支援機関の確認を受けることが必要です。
- (2) 付加価値を向上させること
  - ・3～5年の事業期間終了後、付加価値額が年率平均3～5%以上、または従業員一人当たり付加価値額が3～5%以上増加させることが必要です。

### ● **第10回公募からの主な変更点**

第10回公募から、令和4年度第2次補正予算で成立したものとなり、大幅に変更されました。

#### (1) 成長枠の創設

これまでの「通常枠」がなくなり、成長分野に向けた大胆な事業再構築に取り組む事業者に対する支援とし「成長枠」が出来ました。これに伴い、これまで必須要件であった売上高減少要件が撤廃となりました。一方で、取り組む事業が、10%以上市場規模が拡大する業種である必要があるため、応募は限られます。

#### (2) 業況が厳しい事業者への支援

第9回公募までの、「回復・再生応援枠」と「緊急対策枠」を統合し、あらたに「物価高騰対策・回復再生応援枠」が出来ました。必須要件に加え、2022年1月以降の連続する6ヶ月のうち、任意の3ヶ月の合計売上高が2019年～2021年の同3ヶ月の合計売上高と比較して10%以上減少していることが必要です。これまでであったいずれかの月の売上高が同月比で30%以上の減少がなくなったため、応募しやすくなりました。

#### (3) その他

- ・グリーン成長枠の拡充…要件を緩和したエントリーを創設し、使い勝手の向上が図られました。
- ・大幅賃上げ・規模拡大へのインセンティブ…成長枠とグリーン成長枠を対象に上乗せ枠が出来ました。
- ・産業構造転換枠の創設…産業構造の変化等で事業再構築が強く求められる業種を対象。廃業費がある場合は補助上限を上乗せ。
- ・サプライチェーン強靱化枠の創設…海外で生産する部品等の国内回帰を進め、国内サプライチェーンの強靱化と地域産業の活性化に取り組む事業者を対象に新設されました。

### ● **まとめ**

随時相談会を開催しておりますので、自社の新しい取り組みが事業再構築補助金の申請要件に当てはまるのか?など、弊社担当者にお気軽にお問い合わせください。

## ★ 悩める相続第20弾！

今月は先月に引き続き高齢化社会及び相続に関してレポートをお送りいたします。

政府が所有者不明土地対策と位置付ける3本の柱が、4月から本格的に動き出しました。遺産分割協議に10年の期間を設ける改正民法が1日に施行されたのに続き、不要な土地を国が引き取る「相続土地国庫帰属制度」は27日から始まりました。土地・建物の登記を義務付ける改正不動産登記法の施行も2024年4月に迫っています。

### ● 所有者不明の土地

所有者不明土地とは不動産登記簿をみても誰が持ち主なのか分からない土地のことです。相続人が亡くなって相続が発生したときに相続人が名義変更をせず、長期間にわたって放棄することで発生します。

学識経験者などで構成する「所有者不明土地問題研究会」の推計によると、全国の所有者不明の土地の面積は16年時点で410万haと九州の面積を上回ります。40年には720万haと北海道の面積になる見込みです。都市再開発や公共事業で土地の買収に時間がかかったり、廃棄物の不法投棄が発生したりするなど問題が深刻になっているため、政府は民法改正などに踏み切りました。

### ● 分割協議に期限

対策の第一号の柱は遺産分割協議に10年の期限を設定することです。相続開始から10年を過ぎても分割協議がまとまらなければ、原則として法定相続割合で分割します。

法定相続割合とは民法で定めた財産の分け方です。亡くなった人の遺言がない場合、相続人は話し合いで「誰が、どの財産を、どれだけ引き継ぐか」を決めます。財産は法定相続分で分けてもいいですし、相続人全員が合意すれば法定相続分とは異なる分け方でも構いません。ただし分割協議では分け方を巡って相続人同士が対立し、まとまらないことも少なくありません。

特に難航しやすいのが相続人のなかに故人から生前に財産を贈与されている人や、介護などで故人に多大な貢献をしていた人がいる場合です。それぞれ特別受益と寄与分といい、分割協議でもめる要因になりやすくなっています。政府は相続開始から10年を過ぎた場合は特別受益や寄与分を認めず、法定相続割合で分けるようにすることで所有者不明土地の発生に一定の歯止めがかかるとみえています。

### ● 登記義務化

第二の柱は相続した土地・建物の登記を義務化することです。施行後は相続発生から3年以内に所有名義を故人から相続人に変更する必要があります。既に相続が発生している場合は27年3月末が期限となります。

いずれの場合も登記をしなければ、1万円以下の過料になる場合があります。現在は任意であり変更手続きの期限もないため登記をしないケースが多くみられます。登録免許税や司法書士への報酬といった登記費用の負担が掛かるため登記を怠る場合もあり、所有者不明土地の一因となっています。協議が難航するなどして登記期限に間に合わない場合は、同時に新設された相続人申告登記制度を利用する方法があります。相続人の住所、氏名などを申し出れば、3年が過ぎても過料の対象とはならず、登録免許税も非課税となります。



### （機）横浜総合フィナンシャルの西尾です！

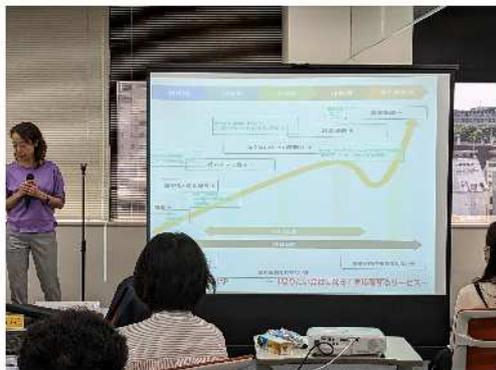
法定相続割合での分割を避けたいのであれば10年の期限内に相続人同士で折り合う必要がありますが、期限内に家庭裁判所に調停・審判の申立てをすれば、10年経過後も法定相続分以外の分割は可能になります。来月は第三の柱である相続土地国庫帰属制度をレポートします。

# 今月の yoko-so



TEAM  
yoko-so

変わらないは、つまらない。



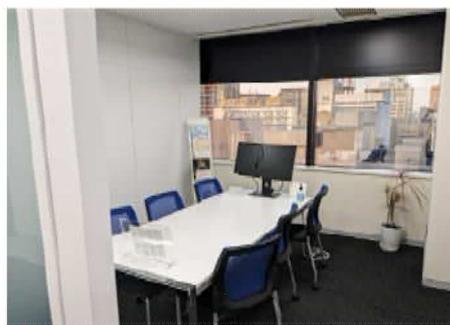
## 月初ミーティング 半期振り返り

月初ミーティングは、各部門で先月の振り返りを行い社内で情報を共有する場です。また、個人で決めた目標等を振り返り発表する機会もございます。



## 来客ブース工事！

GWの間に来客ブースの工事を行いました！  
個室化したことによって、よりお話しやすい環境になりました。  
弊社にお越しの際、ぜひご利用ください。



目に鮮やかな新緑の候、貴社の皆様におかれましては、清々しく5月をお迎えのことと存じます。

先日、弊社では、半期の振り返りを行いました。  
毎月月初に行うミーティングに加えて、社員一人一人が1月に立てた目標等に対してどうだったかを振り返り、発表する場です。  
普段あまり関わりのない人のことを知ることができ、自分の考えを発信できる場となっており、社内の相互理解を深める機会となっています。

また、来客ブースの工事が終わりました！  
GW期間中に来客ブースの改修を行いました。  
今までは、完全に個室になっていなかったことからお話しにくいこともあったかと存じます。今回の工事で、周囲に気を遣わずに、より気軽に話せる環境になりましたのでご活用いただければ幸いです。

### 次号予告・おしらせ

5月がyoko-soの繁忙期の最後です。  
決算が多く大変ではありますが  
気を抜かずに最後まで頑張ります！

来月は、6月で繁忙期を乗り越えた  
yoko-soをお届けできるかと思います。

楽しみに。

## 今月の一言…“良薬は口に苦し”

「 自信の上には奢りがあり。謙遜の下には卑屈がある。

決して 自信に堕ちるな、謙遜に満ちるな 」(大滝秀治)

ダルビッシュの「自己概念が低いうちは自己承認、自己概念が高くなったら自己否定」という言葉にも通じますが常に自分を客観的に見つめて自分のマインドをコントロールできるようになることは成長の基盤だと思います。

★本や講演やお客様のお話の中から、「これは自分の生き方に取り入れよう」と感じたことをノートに書きとめています。そのノートの中から一言… (v o l . 1 8 1)

★ GWに私が一番好きな京都のお寺さんの東福寺特別展を見るために東京国立博物館に行ってきました。東福寺は鎌倉時代前期に建立された京都五山の第四に列し、臨済宗東福寺派の大本山です。普段は拝観することのできない吉山明兆の五百羅漢図、白衣観音図、達磨・蝦蟇鉄拐図などを拝観することができました。コロナ感染も収まりを見せ始め日常を取り戻しつつある今、改めてゆつくりと京都を散策したいと思います。

(NISHIO)

★ 4月高校の同窓会があり、久しぶりに同級生と飲む機会がありました。50歳を前に、当然私も含めて、それぞれ経験を重ねた顔つきに(笑)。同級生の中には、医者や弁護士、すでにリタイアして投資リターンのみで生活しているメンバーもいて、卒業から30年の変化を感じます。なかには30を過ぎてから落語家になり、2年後に真打に昇格する変わり者も。でも人生100年の生き方で考えれば、70過ぎても現役でいられる良い職業の選択になる可能性も。さてこの先の人生どう生きるか、考え時です！ (TOCHIKURA)

★ 益子の陶器市に行ってきました。ずっと興味はあったのですが、微妙な距離感に躊躇していたところ、友人がバスツアーをみつけ誘ってくれました。料理が共通の趣味なのですが、色気より食い気で朝からずーっと食材と料理の話。陶器市でも気になる器をみつけては何の料理が映えるか？で盛り上がり、作家からガパオライスみたいにワンプレート料理で使って～などをお聞きし幅も広げることができました。アホな話を1日し続け、ほどよく力も抜けましたので、5月の繁忙期を軽やかに走り抜けようと思います。(YAMAMOTO)

★ 毎年4月に入ると溶け始め5月の連休に最後の雪の塊が消える… そんな原村の暮らしも温暖化で大きく変わり4月の末には雪が消えた今年の春でした。連休は渋滞にも巻き込まれず目も眩むような鮮やかな新緑の森で家内と二人贅沢な休日を過ごしました。連休の途中には白馬までドライブして雪山を眺めながらおやきを食べ珈琲を飲み、ドライブついでに大糸線沿いに姫川温泉まで足を延ばして翠泉閣で一泊して来ました。大糸線と姫川沿いの一軒宿、源泉かけ流しの素敵な露天風呂と日本海の海の幸を使った美味しい食事、広くて清潔な客室に素晴らしい食事室、素朴だけど心のこもった接客、そして散りかけの桜と眩しい新緑の谷… 家内お気に入りの温泉は最高です。ただお話を伺うと「コロナが終わり客足が戻りましたが人手不足で定員



の半分しか予約を取れない」とのこと。コロナ禍で明確になりましたが人口減少によるお客様の減少、就業人数の減少、さらに経済低迷による外国人労働者の日本離れと日本の経営課題が浮かび上がってきます。私たち経営者は人手不足倒産も視野に入れ再度事業のブラッシュアップによる企業価値の再構築が必要です。(IZUMI)

## **TEAM yoko-so**

税理士法人横浜総合事務所

株式会社横浜総合マネジメント / 株式会社横浜総合フィナンシャル / 株式会社横浜総合エクスペリエンス

< 横浜総合ASP推進センター / 横浜総合M&Aセンター >

### **セミナーのご案内**

※関与先値引き有り

#### ★ “戦略の日” 中期経営計画作成セミナー

**自社の5年後のあるべき姿と、そのための経営課題を明確にするための一日！**

日時：2023年 6月8(木) 6月27(火) / 10時～18時半

場所：横浜総合事務所セミナールーム

募集：3社限定 料金一社 55,000円

昼食代込 (お二人迄参加可)

#### ★ “未来創造塾” 全6回経営者セミナー <※※※年間会員募集中※※※>

**第135回「欲しい人材を採用するための実践勉強会」～中小企業経営者へ～**

講師：株式会社 むすび 代表取締役 深澤 了

日時：2023年7月13日(木) / 16時～18時

場所：横浜総合事務所セミナールーム

募集：5,000円(未来創造塾年会員の方及びお連れ様1名は無料)

### **ネットワーク**

日本大通り法律事務所、小越豊司法書士・行政書士事務所、小俣不動産鑑定士事務所  
(株)人財経営センター、(株)日本M&Aセンター、社会保険労務士法人エール  
(株)事業パートナー、(株)FPG、(株)経営改善支援センター、一般社団法人フードアカウンティング協会  
(株)パワーズアンリミテッド、税理士法人東京クロスボーダーズ  
ベンチャー支援機構MINERVA(支援会員) 他

〒231-0023 横浜市中区山下町 209 帝蚕関内ビル 10F

TEAM 横浜総合事務所 / TEL045(641)2505、FAX045(641)2506

ホームページ <http://www.yoko-so.co.jp/>

Note(毎月更新)、facebook(毎日更新)にもつながります